



町の健康診査で「むし歯のない3歳児」として表彰されたお子さんを紹介いたします。保護者から、むし歯ゼロへの取り組みなどを聞きました。

仕上げ磨きをしっかりしています。  
仕上げ磨きをしっかりしています。  
1日3回しっかりと歯磨きをしています。  
仕上げ磨きをしっかりしています。



いとう りん 凛さん 菊田 みなと 湊友さん おおさき そうすけ 大崎 綜涼さん つしま かずき 津嶋 一毅さん



**夏の戸外遊び**  
暑い時期ですが、気温や体調を考慮しながらも外遊びは必要です。暑さを経験して汗をかくことで、交感神経や副交感神経の働きが活発になり、体の調子が整います。朝や夕方といった比較的涼しい時間帯にできるだけ外遊びをしましょう。外遊びの際は小まめに水分補給をしましょう。お子さんによつては、水分を多く欲することもあるので、いつでも水分を取れる環境にしておくことも大切です。

**子育ての広場**  
Family Corner  
子育て支援センターで開催されている各活動や子育てに役立つ情報をお届けします。

- 7月の予定**
- ◎みんなの広場  
「野菜スタンプで遊ぼう」  
野菜でスタンプを作って遊べます。参加希望の人は、事前に健康観察をお願いします。新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容を変更したり、中止したりする場合があります。
  - ▽日時  
7月14日(木)  
午前10時～11時
  - ▽場所：平泉保育所・町立幼稚園ホール
  - ▽持ち物：水筒(水、お茶)
  - ▽対象：1歳～在宅児
  - ▽申込期限：7月13日(水)
  - ▽定員：5組
  - ◎園開放  
▽子育て支援センター  
毎週月～金曜日(平日)  
午前9時～午後4時
  - ▽長島保育所(※園庭のみ)  
毎週水曜日  
午前9時30分～11時
- 問い合わせ先  
子育て支援センター(平泉保育所内) ☎46-2767

**一関保健所からののお知らせ** ■申し込み・問い合わせ先…一関保健所保健課 ☎26-1415

- こころの健康相談(事前予約必要)**  
専門医師が無料で、こころの健康相談に対応します。  
■日時…①7月7日(木) 13:30～15:30  
②8月4日(木) 13:30～15:30  
■場所…①一関地区合同庁舎千厩分庁舎 ②一関保健所
- フリースペースひだまり(事前予約必要)**  
ひきこもりで悩んでいる人などが利用できます。  
■日時…7月4日(月)、8月1日(月) 13:30～16:00  
■場所…一関市勤労青少年ホーム(一関市田村町)
- 骨髄バンクドナー登録、血液検査(事前予約必要)**  
■日時…7月13日(水)  
※骨髄バンクドナー登録 9:00～10:00  
※血液検査(HIVなど) 10:00～11:30  
■場所…一関保健所  
■血液検査の種類…▷HIV抗体検査  
▷梅毒抗体検査  
▷肝炎ウイルス検査  
▷クラミジア病原体検査(※尿検査)  
■検査料金…無料

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

■後期高齢者医療の保険証を更新します

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が、8月1日から更新となります。令和4年は10月1日に後期高齢者医療保険の窓口負担割合が見直されるため、有効期限が9月30日の保険証を7月中旬に郵送します。新しい保険証は赤色です。使用中の保険証は8月から使用できませんので、各自細断し破棄してください。10月1日から使用できる保険証は、9月中旬に郵送します。

■窓口負担割合が見直されます

一定以上の所得がある人は、10月1日から医療費の窓口負担割合が2割となります(現役並み所得者で3割負担の人を除きます)。変更の対象となる人は、被保険者全体の約2割です。住民税非課税世帯の人の窓口負担割合(1割負担)は変わりません。

2割負担となる人は、10月1日から3年間は1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。

■被用者保険被扶養者の保険料が軽減されます

後期高齢者医療に加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた人の保険料は、後期高齢者医療の資格取得後2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

国保、国保組合に加入していた人は該当しませんので、注意してください。

■後期高齢者医療保険料額が決まります

後期高齢者医療制度に加入する人の令和4年度分の保険料額が決定となります。7月中旬に「保険料額決定通知書」を郵送します。

■令和4、5年度の保険料率が改定されます

後期高齢者医療保険料を算定するための保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、2年ごとに県後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされています。令和4、5年度の保険料率は下の【表】の通りです。

【表】保険料率	令和4、5年度	令和2、3年度
均等割額	40,900円	38,000円
所得割額	7.36%	7.36%

■保険料率改定の理由

保険料は、広域連合から医療機関へ支払う医療給付費(医療費から被保険者の窓口負担を除いた分)の約1割分に充てています。

令和4、5年度は、被保険者数の大幅な増加と医療の高度化などによる1人当たりの医療給付費の増加や後期高齢者負担率の上昇により、保険料で賄うべき額が増加する見通しです。そのため、令和4、5年度の医療給付費の約1割分を保険料で賄えるよう、保険料率の引き上げを行いました。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562  
県後期高齢者医療広域連合 ☎019-606-7501



■新しい保険証は緑色から赤色に変わります  
国民健康保険被保険者証(保険証)は、8月1日から更新となります。新しい保険証は7月下旬までに各世帯に郵送します。世帯ごとの送付のため、宛名の人以外の保険証も同封されている場合があります。保険証記載の氏名を確認して台紙から保険証部分をはがし、同封のケースに入れて使用してください。  
8月を過ぎても保険証が届かないときは、町民福祉課に問い合わせてください。緑色の保険証は8月1日から使えなくなり、各自細断して破棄してください。

**国民健康保険の保険証「有効期限」を確認してください**

■8月1日からの1年間で「70歳」「75歳」になる人は有効期限が異なります  
8月1日から令和5年7月31日の間に70歳または75歳となる人の保険証は、個々に有効期限が設けられています。その場合、有効期限内に新しい保険証を郵送します。国保税の納付状況によっては、有効期限が異なる場合もあります。  
70歳になる人は、保険証兼高齢受給者証に変更となるため、有効期限は「誕生月の末日(誕生月1日生まれの人は、誕生月の前月末日)」です。例えば、6月3日生まれの人の有効期限は6月30日、6月1日生まれの人の有効期限は5月31日となります。  
75歳になる人は、後期高齢者医療保険証に移行するため、有効期限は「誕生日の前日」となります。

■問い合わせ先  
町民福祉課  
☎46-5562